

# いじめに関する保護者向け資料

静岡県・静岡県教育委員会

## 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されています。

## 2 警察に相談又は通報すべきいじめの事例等

学校では児童生徒の安心で安全な「居場所」と「絆」づくりを推進するため、下記の事案（疑いを含む）を把握した場合には、警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めることが法律（いじめ防止対策推進法第23条第6項）で定められています。インターネット上の児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報いたします。保護者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。	暴行（刑法第208条）
○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害（刑法第204条）
○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ（刑法第176条）
○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝（刑法第249条）
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。	窃盗（刑法第235条）
○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等（刑法第261条）
○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要（刑法第223条）
○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）
○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）
○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）
○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）

### 【参考】いじめ防止対策推進法における保護者の責務等

- 第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。